

諮問番号：諮問第185号

答申番号：答申第185号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分における住宅費変更の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、脊椎・心臓・腎臓(血液透析)・精神に疾患を持っており、身体障害者手帳1級、精神障害者福祉手帳2級の交付を受けている。

身体障害者手帳の内訳は、両上肢機能障害6級・両下肢機能障害6級・体幹機能障害5級・心臓機能障害1級・じん臓機能障害1級内容である。以上を踏まえ今回の処分について下記のように反論する。

住宅扶助の特別基準要件は、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い個室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合、地域において住宅扶助の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合の以上3項目となっているが、ケース診断会議(令和2年3月30日開催)の記録票(会議の要点、内容および結論)では病状調査、嘱託医協議を行い、審査請求人の生活状況や病状、管内の住宅状況等を考慮して検討した結果、住宅扶助の特別基準の要件には該当しないと記してあるが、今回の処分を決定するにあたり、病状調査で引越し及び引越しに伴う荷造り荷解き作業について、身体及び精神の主治医から意見を聞いておらず、また、精神障害について嘱託医協議も開かれていない。

これでは、審査請求人の病状に対して十分な検討がなされておらず納得出来ない。

(2) 令和2年4月1日当時、転居困難な場合に該当していたこと

ア 本件処分の違法性ないし当否の判断基準時は、言うまでもなく処分時点である。すなわち、本件処分に関しては、処分日である令和2年4月1日時点において、保護変更決定の根拠が存していなければならない。

しかるに、審査請求人については、令和2年4月1日時点において、「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に該当していた。ところが、処分庁は、処分時点からは大きく離れた時点で収集した資料を根拠に本件処分を決定しており、この点で、処分庁による処分は、考慮すべき事項を考慮せず又は考慮すべきでない事項を考慮したものであって、裁量権を逸脱・濫用したものであるとして違法又は不当なものとなっている。

イ 処分当時の審査請求人の状況について

(ア) 令和2年4月1日当時、審査請求人には、次の障害ないし持病があった。

審査請求人の障害は、①頸肩腕症候群による両上肢機能障害、②脊柱管狭窄症・腰椎分離症による両下肢機能障害、③胸椎椎間板ヘルニアによる体幹機能障害、④心臓機能障害（心臓ペースメーカー装着済み）、⑤腎臓機能障害（人工透析治療中）である。また、審査請求人が継続的に治療を受けている持病は、末期腎不全、虚血性心疾患、頸椎後縦靭帯骨化症、労作性狭心症、うつ病、不眠症など多数あり、通院している（通院していた）病院も多数ある。

(イ) 本件において問題となるのは、前述のとおり、令和2年4月1日時点において、審査請求人が「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」に該当していたか否かである。

処分当時、審査請求人の障害ないし持病は、完治したものはなく、むしろ悪化していく傾向にあった。特に、腎不全及びうつ病等の精神病の状態は深刻であり、前者については、令和元年12月14日から透析治療が開始され、後者についても、抑うつ気分、不安・緊張感・意欲の低下、睡眠障害が続いており、透析治療を受けるようになってからは疲労感も出現していた状況となっており、日常生活にも困難が生じていた。

令和2年4月当時の審査請求人の心身の状況は、その後も同様の状態が続いており、同年中（12月の診断であるが、4月も同様の状態であった。）の診断では、医師は、環境の変化や引越しそのものが心身に負担になるため引越しの

作業は困難であるとか（医療機関 A）、無理な負荷をかけることにより病状の進行や頸椎不全麻痺のリスクを伴うなど引越し作業は困難である旨（医療機関 B）などの判断を示していた。

審査請求人の障害ないし病状を踏まえ、さらには医師による引越し作業の困難という診断も併せて考慮すれば、令和 2 年 4 月 1 日時点において、審査請求人が「従前からの生活状況から見て転居が困難と認められる場合」に該当していたことは明らかである。

よって、これに当たらないとした処分庁の判断は、明白な根拠を欠いており、違法ないし不当である。

ウ 処分庁の主張の問題点

処分庁は、本件処分に関し、「腎不全、うつ病、脊椎後縦靭帯骨化症等で通院している病院の主治医から、病状や療養上の指導事項などを調査のうえ、嘱託医の意見を聴取し、審査請求人は転居困難といえないことを確認している」と主張する。

しかし、処分庁のこの主張には極めて大きな問題が 3 点ある。

(ア) 1 点目の問題は、処分庁が主治医に対する調査を行ったのは、処分時から大きく離れた時点であり、処分時の審査請求人の病状そのものが判断の対象になっていないことである。処分庁が、本件処分より前の時点で審査請求人の病状調査を行ったのは、平成 28 年以降で言うと、平成 28 年 1 月 8 日から令和 2 年 3 月 19 日までの期間である。一見すると、本件処分直前まで調査が行われているようにも見えるが、実態はそうではない。

処分庁の行った病状調査（ただし、稼働能力調査）は、最後のものから順に平成 31 年頃までを挙げると次のものである（調査に対する回答の受診日）。

令和 2 年 3 月 19 日、医療機関 B（末期腎不全、心臓ペースメーカー術後、虚血性心疾患）

令和 2 年 2 月 6 日、医療機関 C（慢性腎不全、高血圧性心臓病、高血圧症）

令和元年 12 月 24 日、医療機関 A（うつ病、不眠症、便秘症）

令和元年 7 月 16 日、医療機関 C（慢性腎不全、高血圧性心臓病、高血圧症）

令和元年 7 月 1 日、医療機関 A（うつ病、不眠症、便秘症）

令和元年 7 月 1 日、医療機関 D（脊椎後縦靭帯骨化症）

令和元年5月28日、医療機関C（腎臓機能障害。障害診断）

平成31年4月8日、医療機関C（慢性腎不全、高血圧性心臓病、高血圧症）

平成31年1月18日、医療機関C（永久ペースメーカー植え込み術後）

平成30年12月25日、医療機関A（うつ病、不眠症、便秘症）

本件処分時からみると、身体病状の一部の調査は、令和2年3月及び2月にそれぞれ実施されているが、精神に関する病状の調査は、処分から4か月以上前の令和元年12月24日が最後となっている。特に、審査請求人は、令和元年12月14日から透析治療を開始しており、透析治療は心身に負担をかけるものとしてうつ病等の精神的な病気が二次障害として出現しやすいものであるにもかかわらず、透析治療の影響が出始める令和2年以降の病状調査は実施されていない。また、脊椎後縦靭帯骨化症に関する病状調査は、本件処分の9か月前の資料のみである。

このように、審査請求人に関する病状調査は、本件処分時点からすると、一部についてのみは1か月以内に実施されているものの、精神及び身体の一部の調査は、4か月ないし9か月前の調査しか実施されていなかったのであり、処分庁の言う「病院の主治医から、病状や療養上の指導事項などを調査のうえ」とは到底言えないものであった。

なお、病気については、複数の持病のうちほとんどの病気に関しては転居して問題はないとされたとしても、たったひとつでも当該病気からは転居困難であるとされれば、結論としては、「転居困難」と判断されなければならない。多くの病気については問題ないのだからわずかひとつの病気は無視してもよいということにはならないのは、生活保護受給者の生命身体の安全（個人の尊厳）の確保の観点からして自明のことである。この点からも、処分に関する病状調査については、漏れなくすべての病状について調査が実施されなければならない、取捨選択することは許されないものである。本件においてもこの理は当然に妥当するものであり、処分直前期の病状調査を一部しか実施しないでなされた処分庁の本件処分は、極めて不当、不合理なものである。

(イ) 2点目の問題は、処分庁は、審査請求人が多数の持病を抱えていることを認識しながら、一部の病状に関する主治医の意見しか求めておらず、特にうつ病等の精神的病気ないし障害の主治医に対しては処分直前の時期の調査を行って

いないことである。

上記のとおり、処分庁は、本件処分の直前においては、腎不全に関する病状調査しか行っておらず、うつ病や脊椎後縦靭帯骨化症に関する病状調査は実施していなかった。それにもかかわらず、一部の病状判断のみで転居が困難ではないと判断しており、その判断は、考慮すべき事項を考慮していないことが明らかである。

(ウ) 3点目の問題は、処分庁が本件処分の前に実施した調査は、「転居困難」と言えるか否かの視点によるものではなく、「稼働能力」の調査であって、転居困難に関する調査資料としては何も存在していなかったことである。

処分庁が本件処分の前に実施した上記（ア）記載の各病状調査は、令和元年5月28日のもの（これは腎臓機能障害に関する障害診断の診断書）を除き、すべて審査請求人の稼働能力を調査するものであり、医師の回答もすべて稼働能力の有無についてのものであった。

本件処分は、住宅扶助の特別基準に該当するか否かという点に関し、審査請求人が転居困難であると言えるのか否かが問題となっていたのであるから、本件処分に関する調査としては、稼働能力調査ではなく、転居の可能性に関する調査をする必要があった。ところが、処分庁は、本件処分の前には当該調査を一切実施せず、稼働能力を確認するのみで、転居の困難に関する資料としている。このような資料の用い方は、調査の目的とその資料の用い方において合理的関連性を欠いていて不合理であることに加え、処分庁において、考慮すべきでない事項を考慮したものであった。この点でも処分庁の判断は違法ないし不当なものである。

(エ) なお、処分庁は、令和2年3月26日に、本件処分に関する嘱託医協議を行い、嘱託医の意見を聴取しているが、嘱託医が意見の根拠とした資料については、上記（ア）ないし（ウ）の問題点があるものであって、嘱託医の意見を聞いたからといって、上記（ア）ないし（ウ）の問題点が払拭されることにはならない。

(オ) また、本件処分時点より前に処分庁がケース診断会議を複数回開催していたとしても、それによって処分の根拠とすべき資料の問題点が払拭されるものでもない。結局のところ、本件処分当時においては、いわゆる古い資料のみしか

ケース診断会議の資料とされておらず、処分当時の審査請求人の現況を示す資料はまったく供されていなかったのであり、処分庁に、考慮すべき事項を考慮せず又は考慮すべきでない事項を考慮した裁量権の逸脱ないし濫用があったことは明らかである。

(3) 処分庁自身も判断資料の問題点を認識していたこと

本件処分当時において処分庁が上記問題点を認識していたか否かは不明であるが、少なくとも、本件処分後において、処分庁は、本件処分当時において上記問題点があったということを認識している。だからこそ、処分庁は、本件処分を出した後の令和2年12月になって、あわてて、転居の困難性に関する病状調査を実施している。

転居の困難性に着目した当該調査においては、前述にも一部言及したとおり、医療機関A、医療機関B及び医療機関Dから、転居は困難であるという回答がなされている。

この回答に慌てた処分庁は、さらに医療機関A及び医療機関Bに対する再調査を行い、「十分な支援があれば」「可能かもしれません」という可能性に言及する程度の回答を引き出している。

これらの調査結果は、本来、本件処分よりも前になされるのが当然であり、それが実際に実施されていれば同様の回答が出てきていたはずである。

処分庁が、本件処分の事後に、転居の困難性に関する病状調査を実施していることからしても、本件処分当時においてこれらの資料が欠けていたこと、それが本来処分時代に資料にすべきものであったことは明らかである。

(4) 「十分な支援」に対する考慮・検討は一切なされていないこと

上記のとおり、3つの医院は、審査請求人について、転居は困難であるという医学的意見を出し、その後、2つの医院は、処分庁の再調査に対して、「十分な支援があれば」転居も可能かもしれないという極めて消極的な形で可能性を肯定している。

ところが、処分庁は、本件処分に関する転居の困難性の判断について、審査請求人の転居に向けて必要な「十分な支援」について一切考慮及び検討をしていない。この点においても、処分庁の判断は、考慮すべき事項を考慮していない落ち度があることが明らかである。

(5) 審査請求人の過去の転居について

処分庁は、審査請求人が過去にも転居したことがあるという点についても、本件処分に関する転居困難とは言えないという判断の根拠とするようである。しかし、過去の転居実績については、あくまでもその当時の判断であり、令和2年4月1日時点の処分の根拠になるものではない。転居困難か否かは、あくまでも処分当時の病状等から判断しなければならないことは前述のとおりである。また、審査請求人の過去の転居は、その当時においても転居困難な状況にあった審査請求人について、転居困難な事情を超える不利益が生じたことでやむにやまれず転居に至ったというものであり、単に転居できたからしたというようなものではなかった。処分庁も当時のその事情は認識しているはずである。

すなわち、過去の転居は、上階や近所の工事による騒音がひどく、審査請求人のうつ病及び不眠症の症状が悪化していたため、命の危険があるということで、本来は転居困難な病状であったにもかかわらず、それ以上の不利益を避けるために無理を押し転居したというものであった。

処分庁は、あたかも審査請求人に対する住宅扶助の特別基準の設定が過去においても誤っていたかのように主張するが、その当時、転居困難であったことは処分庁自身が認めていたことであり、かつ、上述のように転居困難な状態を超える不利益を避けるためにやむを得ずに転居することもまた処分庁自身が認めていたことである。

この点に何ら問題はない。

(6) 審査請求人の本件処分当時における転居意思について

審査請求人が、本件処分当時において「転居困難」な状態にあったことは前述したとおりである。

ところが、処分庁は、令和元年9月の転居指導時に、審査請求人から転居の申し出がなかったことをもって病状からも転居困難とはいえないと判断した旨主張する。しかし、この主張は、処分庁と審査請求人の立場の相違をまったく顧みない暴論である。

審査請求人は、本件処分に至る前において、何度も転居は難しいということを処分庁に伝えてきた。しかし、処分庁は、審査請求人に対する転居指導を繰り返しており、審査請求人としても、処分庁の指導指示にしたがって転居先を探すことはせざるを得なかった。処分庁は、繰り返し、強く審査請求人に対する処分指導を続け

てきたのであり、当該指導に審査請求人を従わせてきたものである。そして、令和元年9月にも強い転居指導を実施し、その翌月の10月17日には、文書による転居の指導・指示を実施している。

このように、執拗に強く転居指導をされている中で、文書による指導・指示が実施され、それに従わないときは生活保護の停止又は廃止がある（法62条3項）ということ突き付けられていたところであり、審査請求人としては、転居はしないと云えるわけもないところである。審査請求人は、処分庁の指導にしたがい転居先は探さざるを得ないと考え、これを探そうとしたものの、実際には病状からも転居は困難であり、かつ、病状に沿った物件も見つからないという状況であった。

処分庁は、自らが生活保護の停止又は廃止という強制力を背景として、転居の指導・指示を行っておきながら、その指導・指示に従わざるを得ずにいた審査請求人に対し、転居先を探しているから転居は困難ではないはずだというのは、極めて悪質なマッチポンプ的主張である。

審査請求人は、「現在も転居を希望している」のではなく、生活保護の停止又は廃止という強制力を背景にした転居指導・指示にしたがって転居先を探さざるを得ない状況にあるにすぎない。

処分庁としては、自ら脅しておきながら、審査請求人がその脅しに自主的に従っているかのような主張をするのではなく、適切に医療機関に対する照会を実施し、病状調査を行って、転居の困難性を判断すべきである。特に、精神的な病気を抱える審査請求人を追い詰め、本人から転居困難という申し出がないじゃないかというような更なる追い詰め方をすることは、行政機関の対応としても極めて不誠実、不適切である。このような場面において、本人からの申し出の有無は、過度に強調すべき事柄ではない。

(7) 支援のためのケースワークの欠如

審査請求人の転居に関しては、「十分な支援」などが不可欠の条件とされていた。

とすれば、処分庁が、転居が可能であると判断するためには、その前提として当然に、転居に関する「十分な支援」の内容、転居時期との関係、支援に関する費用等の検討が必要だったはずである。

ところが、本件処分に関して、処分庁は、各病院及び嘱託医が抽象的に転居困難（ないし不可能）とは言えないという回答をもとに、何ら「十分な支援」について

検討することなく、本件処分を行っている。処分庁によるケースワークとして、審査請求人の病状に応じた「支援」の在り方を検討し、当該支援の要否、可否、費用等の検討が必要であったにもかかわらず、処分庁の記録においても審査請求人に関して、本件処分前の時点でかかる検討がなされた形跡は一切ない。審査請求人も、転居に関する「支援」について何ら確認されておらず、ケースワーカーから転居に関する「支援」についての話がされたことも一度もない。

したがって、処分庁は、医師意見で求められた条件に関して当然に行うべき検討を行わずに本件処分を行ったものであって、考慮すべき事項を考慮せず又は考慮すべきでない事項を考慮して本件処分をなしているといえることは明らかである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

住宅扶助の限度額は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第3の2に基づき定められているが、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の(1)のオにおいて、「世帯人員別の住宅扶助の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、一定の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこととされている。

ここでいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、具体的には「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の間56において、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態

がない場合をいう。」と規定されており、個々の世帯の状況が、上記の規定に該当するかどうかについては、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられていると解される。

そして、審査請求人世帯が「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するかどうかの判断において、その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとすべきものと解するのが相当であるといえる（最高裁判所第一小法廷平成18年11月2日判決・最高裁判所民事判例集60巻9号3249頁参照）。

本件について、処分庁は令和元年9月9日にケース診断会議を実施し、審査請求人が住宅扶助の特別基準の要件には該当せず、審査請求人への住宅扶助の特別基準を令和2年4月から削除するとしている。また、処分庁は審査請求人から病状に変化があった旨の報告を受けたことから、令和2年3月30日にケース診断会議を実施し、審査請求人が住宅扶助の特別基準の要件には該当しないとして、同日付けで本件処分を行ったことが認められる。

以上を踏まえ、以下では、本件処分に先立ち行われた令和元年9月9日及び令和2年3月30日のケース診断会議の判断過程及び審査請求人の病状調査について、違法又は不当な点があるかどうか判断する。

(1) 令和元年9月9日のケース診断会議について

処分庁は審査請求人の通院先に対し、外来患者調査票及び電話での聞き取りにより病状調査を実施しており、処分庁は審査請求人の住宅扶助特別基準の該当可否を検討するに当たり、囑託医の意見を聴取したところ、現在の病状から転居が困難であるとは言えず、転居可能であると判断するとの意見を得ている。

これらを踏まえ、処分庁はケース診断会議において、審査請求人の住宅扶助特別基準の認定の可否について検討し、審査請求人は自立歩行可能で、車椅子は利用しておらず、現在独居生活で障害ヘルパーを利用しており、日常生活において援助が必要な状況ではあるが、それらの事情が通常より広い個室を必要とする理由にはならず、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合には該当しないこと、審査請求人は従前から現在に至るまで何度か転居を行っており、現在

の症状からみても転居が困難であるとの状況も認められず、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合には該当しないこと、近隣地域には住宅扶助の限度額の範囲内で賃貸される物件が多数あり、地域において保護基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合に該当しないことから、課長通知第7の問56の要件には該当しないと結論づけている。

したがって、処分庁は、住宅扶助の特別基準の認定にあたり、審査請求人の病状について調査を行い、嘱託医の意見を聴取するという慎重な手続を経たうえで、ケース診断会議を実施し、審査請求人世帯の状況が課長通知第7の問56に該当しないと判断したことが認められる。

（2）令和2年3月30日のケース診断会議について

令和2年3月13日に、処分庁は来所した審査請求人から、透析治療が始まり病状も変わっているため、住宅扶助の特別基準を再度検討してほしいとの相談を受け、処分庁は、審査請求人が腎不全で通院している透析内科から外来患者調査票を受領し病状調査を実施し、同月26日に処分庁は審査請求人の住宅扶助特別基準の該当可否を検討するに当たり、嘱託医の意見を聴取したところ、現在の病状から転居が困難であるとはいえないと判断するとの意見を得ている。

これらを踏まえ、処分庁はケース診断会議において、審査請求人の住宅扶助特別基準の認定の可否について検討し、審査請求人は、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合には該当しないこと、指導指示後も転居意思があり、指導に応じる意向を示し、嘱託医協議において現在の病状で転居は可能との判断であるとの判断が示されていることから、課長通知第7の問56の要件には該当しないとの判断を行っている。したがって、処分庁は、住宅扶助の特別基準の認定にあたり、審査請求人からの相談に基づき、病状について改めて調査を行い、嘱託医の意見を聴取するという慎重な手続を経たうえで、ケース診断会議を実施し、審査請求人世帯の状況が課長通知第7の問56に該当しないと判断したことが認められる。

（3）審査請求人の病状調査について

ア 腎臓疾患及び心臓疾患以外の病状調査について

審査請求人は、処分直前期の病状調査を一部しか実施しないでなされた処分庁の本件処分は、極めて不当、不合理なものであると主張している。

このことについて、審査請求人は、令和元年9月9日のケース診断会議以降、腎臓疾患による透析治療の開始及び心臓疾患による手術の必要性が生じたことが認められ、各病院からの外来患者調査票より、審査請求人の病状について、過去の外来患者調査票から変化していることが認められる。

しかしながら、処分庁の嘱託医は、審査請求人の病状の変化を認めた上で、現在の病状から転居が困難であるとはいえないとの意見を出している。

また、令和元年9月9日から令和2年3月30日の間に、腎臓疾患及び心臓疾患以外の精神及び身体の疾患について、審査請求人から病状の変化についての申し立てではなく、病状の変化を示すような書類等も提出されていない。

したがって、処分庁が審査請求人の腎臓疾患及び心臓疾患以外の疾患についての病状調査を改めて実施しなかったことが、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しなかったものであるとすることはできない。

イ 本件処分以後の審査請求人の病状について

審査請求人は、令和2年12月の診断では、医師は、環境の変化や引越しそのものが心身に負担になるため引越しの作業は困難であるとか、無理な負荷をかけることにより病状の進行や頸椎不全麻痺のリスクを伴うなど引越し作業は困難である旨などの判断を示しており、この状態は同年4月時点でも同一であった旨を主張している。

また、審査請求人は、本件処分後の病状調査において、3つの医院が審査請求人について転居は困難であるという医学的意見を出し、その後、2つの医院は、処分庁の再調査に対して、「十分な支援があれば」転居も可能かもしれないという極めて消極的な形で可能性を肯定しているが、処分庁は本件処分に関する転居の困難性の判断について、審査請求人の転居に向けて必要な「十分な支援」について一切考慮及び検討をしておらず、処分庁の判断は、考慮すべき事項を考慮していない落ち度があることが明らかである旨を主張している。

しかしながら、令和元年12月24日付けの病状調査票からは、審査請求人の転居が困難であることを読み取れる記載事項はなく、本件処分時点まで、審査請求人から腎臓疾患及び心臓疾患以外の精神及び身体の疾患により転居が困難である旨の申し出はなされていない。

したがって、本件処分後の病状調査における審査請求人の病状が、本件処分時点

のものと同様のものであるという審査請求人の主張を認めることはできず、本件処分後の病状調査の結果をもって、本件処分が不合理であると言うことはできない。

ウ 審査請求人の病状調査の目的について

審査請求人は、処分庁が本件処分の前に実施した調査は、「転居困難」と言えるか否かの視点によるものではなく、「稼働能力」の調査であって、転居困難に関する調査資料としては何も存在していないと主張している。

しかしながら、病状調査票には、審査請求人の傷病名、症状、現症や、療養上の留意事項等が記載されており、嘱託医は、病状調査票に記載された症状や現症、療養上の留意事項を踏まえ転居の必要性について意見を述べたものと解されるので、当該調査が審査請求人の稼働能力を調査する目的であったとしても、そのことをもって、本件処分における審査請求人の病状に関する判断が不合理なものであったと言うことはできない。

(4) 本件処分について

以上のとおり、ケース診断会議の結果に基づき、住宅扶助の特別基準を削除し通常の基準に変更した本件処分において、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年12月9日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年2月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

- (1) 生活保護の住宅扶助基準は、保護基準別表第3の1に定められており、同表第3の2において、家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とするとされている。

そして、局長通知第7の4の(1)のオにおいて、保護基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、一定の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこととされている。

ここでいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、課長通知第7の間56において、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」と規定されている。

本件についてこれをみると、処分庁は、審査請求人の通院先に対し病状調査を実施した上で、嘱託医の意見を聴取し、現在の審査請求人の病状からは転居可能であると判断するとの意見を得ている。

これらを踏まえ、処分庁はケース診断会議において、審査請求人の住宅扶助特別基準の認定の可否について検討し、審査請求人は自立歩行可能で、車椅子は利用しておらず、現在独居生活で障害ヘルパーを利用しており、日常生活において援助が必要な状況ではあるが、それらの事情が通常より広い個室を必要とする理由にはならないこと、審査請求人は従前から現在に至るまで何度か転居を行っており、現在の症状からみても転居が困難であるとの状況も認められないこと、近隣地域には住宅扶助の限度額の範囲内で賃貸される物件が多数あることから、課長通知第7の間56の要件には該当しないと判断している。

その後、処分庁は、令和2年3月13日に審査請求人から、自身の病状に変化があったため、再度住宅扶助の特別基準について検討してほしいとの相談を受け、審査請求人が通院している透析内科に対し病状調査を実施した上で、嘱託医の意見を聴取し、現在の審査請求人の病状から転居が困難であるとはいえないと判断するとの意見を得ている。

これらを踏まえ、処分庁は、再度ケース診断会議において、審査請求人の住宅扶助特別基準の認定の可否について検討し、審査請求人は、課長通知第7の間56の要件

には該当しないと判断している。

以上の経緯に鑑みると、処分庁が審査請求人の住宅扶助特別基準を認定しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、処分直前期の病状調査を一部しか実施しないでなされた本件処分は、極めて不当、不合理なものであると主張している。

このことについて、審査請求人は、令和元年9月9日のケース診断会議以降、腎臓疾患による透析治療の開始及び心臓疾患による手術の必要性が生じたことが認められ、各病院からの外来患者調査票の記録によると、審査請求人の病状が変化していることが認められる。

しかしながら、処分庁の嘱託医は、審査請求人の病状の変化を認めた上で、現在の病状から転居が困難であるとはいえないとの意見を出しており、審査請求人からは令和元年9月9日から令和2年3月30日の間、腎臓疾患及び心臓疾患以外の精神及び身体の疾患の病状についての変化の申立てや病状の変化を示すような書類等の提出もなされていない。

よって、処分庁が審査請求人の腎臓疾患及び心臓疾患以外の疾患についての病状調査を改めて実施しなかったことが、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しなかったものであるということとはできない。

また、審査請求人は、令和2年12月の診断では、医師は、環境の変化や引越しそのものが心身に負担になるため引越しの作業は困難であるとか、無理な負荷をかけることにより病状の進行や頸椎不全麻痺のリスクを伴うなど引越し作業は困難である旨などの判断を示しており、この状態は同年4月時点でも同一であった旨を主張している。

しかしながら、令和元年12月24日付けの病状調査票からは、審査請求人の転居が困難であることを読み取れる記載事項はなく、本件処分後の病状調査における審査請求人の病状が、本件処分時点のものと同様のものであるという審査請求人の主張を認めることはできない。

加えて、審査請求人は、処分庁が本件処分の前に実施した調査は、「転居困難」と言えるか否かの視点によるものではなく、「稼働能力」の調査であって、転居困難に関する調査資料としては何も存在していないと主張している。

しかしながら、病状調査票には、審査請求人の傷病名、症状、現症、療養上の留意事項等が記載されており、嘱託医は、病状調査票に記載された症状や現症、療養上の留意事項を踏まえ転居の必要性について意見を述べたものと解されるので、本件処分における審査請求人の病状に関する判断が不合理なものであったとすることはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩